

魚津市告示第149号

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月19日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
13 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合		
	(1) 介護職員等処遇改善加算 <u>(I) イ</u>	1月につき	所定単位× <u>111/1,000</u>
	(2) 介護職員等処遇改善加算 <u>(I) ロ</u>	1月につき	所定単位× <u>120/1,000</u>
	(3) 介護職員等処遇改善加算 <u>(II) イ</u>	1月につき	所定単位× <u>109/1,000</u>
	(4) 介護職員等処遇改善加算 <u>(II) ロ</u>	1月につき	所定単位× <u>118/1,000</u>
	(5) 介護職員等処遇改善加算 <u>(III)</u>	1月につき	所定単位× <u>99/1,000</u>
	(6) 介護職員等処遇改善加算 <u>(IV)</u>	1月につき	所定単位× <u>83/1,000</u>
	利用定員が19人未満の場合		
	(1) 介護職員等処遇改善加算 <u>(I) イ</u>	1月につき	所定単位× <u>117/1,000</u>
	(2) 介護職員等処遇改善加算 <u>(I) ロ</u>	1月につき	所定単位× <u>127/1,000</u>
	(3) 介護職員等処遇改善加算 <u>(II) イ</u>	1月につき	所定単位× <u>115/1,000</u>
	(4) 介護職員等処遇改善加算 <u>(II) ロ</u>	1月につき	所定単位× <u>125/1,000</u>
	(5) 介護職員等処遇改善加算 <u>(III)</u>	1月につき	所定単位× <u>105/1,000</u>
	(6) 介護職員等処遇改善加算 <u>(IV)</u>	1月につき	所定単位× <u>89/1,000</u>

備考 (略)

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
13 介護職員等処遇改善加算	<u>(1) 介護職員等処遇改善加算</u> <u>(I)</u>	1月につき	所定単位× <u>92/1,000</u>
	<u>(2) 介護職員等処遇改善加算</u> <u>(II)</u>	1月につき	所定単位× <u>90/1,000</u>
	<u>(3) 介護職員等処遇改善加算</u> <u>(III)</u>	1月につき	所定単位× <u>80/1,000</u>
	<u>(4) 介護職員等処遇改善加算</u> <u>(IV)</u>	1月につき	所定単位× <u>64/1,000</u>

備考 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。